

都城市飼料価格高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、物価高騰を背景とした配合飼料価格の高値継続により経営が悪化している畜産農家に対して、事業を継続するための緊急支援として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する畜産農家、又は、市内に本店、支店等の事務所を有する畜産業を営む法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 基準日（令和6年10月1日）において畜産業を経営し、特別な事情を除き令和6年度中は営農を継続していること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、配合飼料給与量1トン当たり3,600円とし、100円未満は切り捨てとする。

- 2 前項に規定する給与量は、宮崎県が作成した農業経営管理指針に基づき算出された1頭羽数当たりの年間給与量に令和6年10月1日時点の飼養頭羽数を乗じて得た量とする。ただし、農業経営管理指針に記載のない畜種については実際の給与量を参考に算出された量とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、飼料等を負担するインテグレーターに属しているブロイラー農家の配合飼料給与量1トン当たりの支援金の額は、ブロイラー農家とインテグレーターとの間で締結した配合飼料契約価格の令和6年度中に上昇した差額の2分の1とする。
- 4 支援金は、1経営体当たり300万円を上限とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付申請をしようとする者（以下「支援対象者」という。）は、都城市飼料価格高騰対策事業支援金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に次に掲げる書類を添え、令和7年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 家畜の飼養頭羽数報告書
- (2) 市税の滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）
- (3) 誓約書兼同意書

(4) ブロイラー農家の場合、インテグレーターに属することを証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第5条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、支援金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する審査の結果、適当と認めるときは、支援金の交付決定を行い、支援金交付決定書（様式第2号）により支援対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する審査の結果、不適當と認めるときは、支援金申請却下決定通知書（様式第3号）により支援対象者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者がいるときは、既に交付を受けた支援金全額の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により支援金の返還を請求された者は、正当な理由なく支援金の再申請をすることができない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。